

平成29年度茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会5月定例会議事録

- 1 日 時 平成29年5月10日（水）午後2時30分～午後4時15分
- 2 場 所 市役所本庁舎4階 会議室1
- 3 出席者 細田会長、後藤副会長、植松副会長、小室会計、和田監事、矢野監事
関野保、河内昇、篠原徳守、林正明、真野宗直、三觜健一、林申次、
高梨勇、熊澤繁雄、弓達茂、小島清計、滝本誠、新倉昭人、中田一夫、
前田積、青木三郎、古谷宏、鈴木健司、小山博美、永澤鐵男の各委員
茅ヶ崎警察署 内田生活安全課長
企画経営課（若林参事兼課長）、秘書広報課（中山課長他）、防災対策課（大
竹課長他）、高齢福祉介護課（重田課長）、障害福祉課（一杉課長）、環境事
業センター（小室所長）、都市政策課（関野課長）、消防総務課（高木次長
兼課長）、予防課（桜井課長他）
市民自治推進課（富田課長、永倉課長補佐、小松担当主査、竹井副主査）
事務局（安藤、長野）
- 4 会議の経過
 - (1) 開 会 後藤副会長
 - (2) あいさつ 細田会長
 - (3) 議 題
 - ① 役員を選任について
監事の補充を行い、矢野委員（小出地区）が選出され承認された。
 - ② 各種審議会等委員の推薦について
資料に基づき事務局で説明し、次のとおり推薦することになった。
 - ア 茅ヶ崎市社会福祉協議会評議員
茅ヶ崎南地区 和田高伸委員、 小出地区 矢野福德委員
 - イ 共同募金会茅ヶ崎市支会委員
茅ヶ崎地区 関野保委員、 茅ヶ崎南地区 和田高伸委員、
海岸地区 林正明委員、松浪地区 前田積委員、 湘北地区 鈴木健司委員、
小出地区 永澤鐵男委員
 - ウ 行政改革推進委員会委員 湘南地区 高梨勇委員
 - エ 地域福祉計画推進委員会委員 松浪地区 前田積委員
 - オ 高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会委員
湘北地区 鈴木健司委員
 - カ 環境審議会委員 小出地区 矢野福德委員
 - キ 廃棄物減量等推進審議会委員 茅ヶ崎南地区 和田高伸委員
 - ク バリアフリー基本構想推進協議会委員（地区指定）

茅ヶ崎南地区 篠原徳守委員
ケ 空家等対策推進協議会委員 鶴嶺西地区 小島清計委員
コ 地域福祉活動計画推進委員会委員 海岸地区 林正明委員

③ ホームページ管理運営チーム会議委員の補充について

茅ヶ崎地区 関野保委員、 松浪地区 植松伸擴委員、
湘北地区 鈴木健司委員、 小出地区 永澤鐵男委員を補充した。

主な質疑は次のとおり。

(問) HP委員は、今までは基本的に各地区の副会長が就任していると思うが、今後、正副会長のどちらかを選ぶ形でやっていくのか、従来通り副会長で原則やっていくのかははっきりしておいたほうがいいと思う。会報誌の編集委員も兼ねることになると思うが、その辺を踏まえて検討願いたい。

(答) HP委員と会報誌の委員は一緒であるが、スタートした時に同一性があったほうがいいだろうということでこのような形になっている。各地区ごとに決めていただく形でよいのではないか。

(問) 地区により事情があると思う。各地区で結果的にそういう流れを加味して任せるということが一番いいのではないかと思うがいかがか。

(答) 従来のやり方と違うと思ったものであり、そういうことであればそれでよい。

④ 会報誌「まちぢから」第2号の発行について

編集委員については、HP委員が編集会議委員を兼務することに決定した。

第1回編集会議は、定例会終了後に開催することになった。

⑤ まちぢから協議会連絡会新旧委員懇談会（案）について

事務局より、資料に基づき説明した。

⑥ その他

ア 情報交換について

(ア) 茅ヶ崎市内の犯罪発生状況等について

後藤副会長より、茅ヶ崎市内の犯罪発生状況及び29年振り込め発生一覧の資料に基づき説明があった。

自転車等も相変わらず多い。車上狙いについては、ガラスを割られて車の中の貴重品を盗まれるという傾向が多く市内で22件発生している。振り込め詐欺については、今年に入り未遂も含めて50件発生しており、昨年に比べて29件多く発生している。湘南地区は、1月より10件発生しており、チラシを作成し全世帯に配布しようと思っている。

チラシには、若いお父さんに、いますぐ、ご両親に電話してください。「振込詐欺

にだまされないように！」「お金のことは必ず会って話すから」と！、このようなことを電話してくださいと載せた。今まで高齢者に対していろいろと対策をとってきたが、若いお父さん方から家に電話をしてもらうのが一番で、詐欺グループは男性が電話をかけ、女性からかかってくることはほとんどない。若いお父さん方にもつと関心を持っていただき両親に電話をしてほしいということで記載したものである。

警察にお任せするのではなく、警察、行政、地域、オールちがさきで取り組んでいかないと減らない。是非、地域の中でもう一度振り込み詐欺について、真剣に話し合っただけであればと思うのでよろしく願います。

主な質疑は次のとおり。

(問) 被害総額はいくらか。

(答) 金額は、1億円を超えており、今年は無常である。資料にあるように、「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが来ることがあり、詐欺グループは新手を考えいろいろな手口を使ってくると思うので気をつけていただきたい。

イ その他

(ア) 市民自治推進課長より、異動した前市民自治推進課長（現教育総務部長）から会議のため定例会に出席しお礼のご挨拶ができないとのこと、委員の皆様によりきお伝えくださいとの伝言をいただいているとの報告があった。

(イ) 平成29年度全自治会長会議について

市民自治推進課長より、資料の平成29年度全自治会長会議次第（案）に基づき当日の進行について説明があった。この中で、退任自治会長へ感謝状の贈呈については、3年以上自治会長としてご協力いただいた方に対して感謝状を用意させていただきその準備を進めている。3年未満で退任される自治会長には、お礼状を用意させていただくとの説明があった。

(4) 振り込み詐欺の発生状況について

振り込み詐欺防止のためのDVDを視聴するとともに、茅ヶ崎警察署生活安全課長より振り込み詐欺の発生状況及び防止対策について説明があった。（概要は次のとおり）

振り込み詐欺被害は、茅ヶ崎では5月8日現在54件発生している。被害金額は1億2千500万円であり、前年と比べて5千680万円のプラスとなっている。県下的には623件、被害金額は14億3千200万円で、前年と比べて約2億4千100万円のプラスとなっている。

どのようにしてだますのかということ必ず自宅の固定電話に電話をかけてくる。留守番電話にしておくことが一番の防止方法だと思う。振り込み詐欺防止の電話も市販されている。

金融機関には警察の方に連絡いただけるよう協力をお願いしている。それと自分の息子さんを信じ冷静になって考えていただきたい。合言葉を決めておく、電話ではなく直接会って話をする、お金を渡す時も本人以外には渡さない、こうしたことを息子さんや

家族で前もって決めておくことが良い。この他、振り込みの場合や現金を宅急便で送らせる場合もあり、だまされないように、また周りの方にも教えてあげようようにしていただきたい。

もう1点は、資料の「特殊詐欺情報」の中程に「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」にご注意！！というものがある。これはハガキで送られているもので、訴訟ということを聞くと頭の中が真っ白になり、自分が何の訴訟を起こされているのかさえわからない人もいる。記載の民事訴訟管理センターというところはない。こういうハガキが来た場合、またご近所や自治会等にも来た方がいられたら絶対電話をしないように伝えていただきたい。自分の連絡先を教えているようなものであり、この訴訟のはがきについては無視をして警察に連絡していただきたい。そういったことを教えてあげていただければ幸いである。よろしく願います。以上である。

主な質疑は次のとおり。

(問) 茅ヶ崎地区が茅ヶ崎地区と茅ヶ崎南地区に分かれた。資料の茅ヶ崎市内の犯罪発生状況の地区に茅ヶ崎南地区を加えていただくようお願いする。

(答) 作成している担当の方に情報提供させていただく。

(問) だまされたふりをして犯人を捕まえてもらうという形で警察に協力することは、我々がやっても良いのかお聞きする。

(答) すでにやっており、検挙事例もある。被害者になる前にご協力をいただき検挙している。

(5) 行政からの依頼事項等について

○ 定例・報告事項

① 市政情報紙の配布について（依頼）

秘書広報課長より、資料に基づき説明した。

○ 依頼・説明事項（新規事業等）

① 消防署小和田出張所の移転及び運用開始について

消防次長より、資料に基づき説明した。

主な質疑は次のとおり。

(問) 場所は松浪コミュニティセンターの隣か。

(答) 松浪コミュニティセンターの西隣である。

② 一般廃棄物処理手数料の改定について

環境事業センター所長より、資料に基づき説明した。

主な質疑は次のとおり。

(問) 飼育動物死体処理手数料が、3千80円から7千20円になるが、処理の仕方によっていったら普通の一般ごみと同じ扱いになるのか。飼育されている方の気持ちを思っただけで処理していただけるのか教えていただきたい。

(答) 動物死体の処理に関しては、通常のごみの焼却とは別で下寺尾にある動物愛護の会の専用の焼却炉により焼却をさせていただくことになるので、ごみとは扱いが違うものである。

(問) 誰が飼育しているかわからないとか、どう考えても飼育動物とはいえないものについて困ったときはどうすればよいか教えていただきたい。

(答) 野良猫のように飼い主がいないものに関しては、環境事業センターの方にご連絡いただければ回収に伺う。また土日に関しては、動物愛護の会にご連絡いただくとそちらで回収するような手はずとなっている。

③ 第4次実施計画策定に係る地区別懇談会について
企画経営課長より、資料に基づき説明した。
主な質疑は、次のとおり。

(問) 分野別懇談会について、どのような分野別でどのような人を対象にしているのか。

(答) 配布資料の分野別懇談会の日程のところに表記しているが、それぞれの関係団体の方々にご通知を差し上げ、お越しいただくことを考えている。

(問) 5月13日(土)開催の全自治会長会議で説明していただきたい。

(答) 本日の資料に基づきご説明させていただく。

④ 茅ヶ崎市高齢者のガイドの発行について
高齢福祉介護課長より、資料に基づき説明した。

⑤ 避難行動要支援者支援計画(全体計画)の策定及び避難行動要支援者名簿運用説明会の開催について
高齢福祉介護課長より、資料に基づき説明した。
主な質疑は、次のとおり。

(問) まちぢから協議会会長と自治会長には通知が来るということだが、まちぢから協議会会長が民生委員などいわゆる名簿が出そうな人をまとめてその会議に出席させるようになるのか。

(答) 民生委員の方については、市の方からご連絡させていただき出席等をお願いしている。連合会の会長や単位自治会の会長に通知を差し上げ、その自治会の中で参加される方のご報告をいただければと考えている。

(問) まちぢからの会長にきた通知は、自治会関係だけを徹底すればよいということか。そのような理解でいいか。

(答) そのような理解で結構である。

(問) 名簿が配られるのは民生委員や自治会長と、例えば包括支援センターとかそういうところは市の方から通知がいくということで、まちぢから協議会の会長はあくまでも自治会長と自治会の3役とかそういうところをまとめてこの人たちが出るというような参加者名簿を提出するというふうに考えておけばよいのか。

(答) 包括支援センターと他の団体等についても市の方からご連絡させていただいている。

自治会ごとに回答していただくような形になるので、今言われた扱いで結構である。

(問) それは自治会長の方には通知がいくわけだからまちぢから協議会の会長としては、特段何もしなくていいという理解でいいか。

(答) こういうことをやるということだけご理解いただければと思う。

(問) 自治会とか自主防災組織だとか、何名ぐらいいて、7月5日、6日の両日で何名ぐらい参加を予定していくのか教えていただきたい。

(答) 現在、会場を市役所本庁舎4階の会議室2と3の2部屋を取っている。人数的には100人から150人程度は入るので、各回そのくらいの人数を計算させていただいている。

(問) これを受けて自分の自治会の中で出席した人が説明してほしいということなのか、それとも別に聞いていなくても理解できるということなのか。

(答) 今回の説明会については、8月に名簿を地域の皆様にお渡しさせていただく。それに伴い事前にこういうことの説明をさせていただくが、例えばどうしても参加ができないとか、地域の方で市の方から説明に来てほしいということであれば、名簿をお渡しした後になるかもしれないがこちらから説明に伺う。

(問) なぜ13地区に回ってやることができないのか。そうすれば参加者も増えるし市役所まで来る負担もかからない。本当にこれは必要だから協力してくださいという姿勢が見えない。

(答) この計画を進めている中で、8月に名簿をお渡しさせていただき、9月からの訓練に役立てていただくということのお話をさせていただいた。やはり8月というところに間に合わせるためには、13地区を回るとなると28年度に組んだスケジュールの中でもなかなか難しいということもあり、まずは説明を1回させていただきたいということでお話しさせていただいたところである。

確かに13地区という検討もあったが、まずは説明会をさせていただき、8月に名簿をお渡しさせていただいて必要であればご説明の方はさせていただくということを考えていた。

(問) 資料の出欠確認票(案)のところに「意見交換会の開催について(回答)」という記載があるが、これは「説明会の開催について(回答)」としたほうがいいのではないか。

(答) 訂正させていただく。

(問) 避難行動要支援者、当初1万3千人という話だが、現在締め切りまでに何名ぐらい登録者があったのか教えていただきたい。

(答) 各地区を回らせていただくなかで、1万3千人という説明をさせていただいている。実際に送付した人数については、1万1千827人の方に通知をさせていただいている。5月9日現在で茅ヶ崎市に転送してきた数が8千397通、これは回収率にすると71%の回収率である。この8千397通のうち日常から地域の方への情報提供の同意をいただいている方が5千488人で、あとは返送いただいた8千397通のうち住所はご自宅にあるが既に施設に入られている方、また病院等に長期で入院されて

いる方が1千640人いらっしゃるので、8千397から1千640を引いたうちの5千488人の同意と、675人の方が不同意としていただいている。最終的な数字については、後日ご説明させていただく。

(問) 説明会の日時が7月5日、6日となっているが、それが終わってそのあと地域で要望があれば説明していただけるということか。

(答) 日程等を調整し説明させていただく。ただ、7月の終わりに名簿を送付ということで、申し訳ないが地域を回らせていただくのは8月以降でお願いしたいと考えている。

⑥ 平成29年度感震ブレーカー設置費補助金制度について
都市政策課長より、資料に基づき説明した。

主な質疑は、次のとおり。

(問) 感震ブレーカーの設置については非常に良いことだと思う。茅ヶ崎で感震ブレーカーを設置するいわゆる通電火災のある世帯は何軒あると思うか。9万9千世帯のうちJRの南側にある4万4千世帯がクラスターの危険地帯になっている。その約7割、3万世帯くらいはつけないと意味がないのではないか。それが29年度設置できるのは600戸と聞いている。つけ終わるのに50年かかる。50年経ったら家はみな建て直しになる。3年なり5年なりの計画の中ですべてつけていくという気持ちがないとできないと思う。私はこの間、防災対策課と話をした時に、海岸地区ではまず1千軒つける。毎年1千軒で5年間で5千軒、海岸地区の世帯数が約7千世帯、そうすると7割くらいが設置できる。設置率が7割、危険率も3割減る。

茅ヶ崎が一番危険である。そういうことを考えてせつかく補助制度を作るからには実のある補助制度にしてもらいたい。今住んでいる住民の安全を守るということを最優先にした政策にしてほしいと思う。

(答) 非常にありがたい言葉だと思う。戦略的に推進していただけることは市としてもありがたいと思う。ただ全市域で取り組んでいる中で、海岸地区においてはそのような考えがあるということは聞いていたが、他の地域においても今後の取り組みについて把握をさせていただきたいと思う。その中で今後の進め方について庁内的に再度検討したいと思うのでよろしく願います。

(問) 1か所つけても周りにつけないと何の意味もない。感震ブレーカーについては7割8割付けないと通電火災の発生を抑えられる可能性は少ないと思う。なぜ進展しないのか、その辺の原因を突き止める必要があるのではないか。感震ブレーカーをつければいいのはわかっているが、なかなか手をつけられないという原因があるので、その辺を解決するその制度を作っていただければありがたいと思っている。ヒアリングをされるのが一番ではないか。

それともう一点、通電火災について大和市は東京電力と特別契約をして災害が発生して、再度電気を投入するときに大和市では電気工事業者と契約し、通電する前に全部点検をするという契約をしているということである。そのような対応を茅ヶ崎市は東京電力とやっているのか。感震ブレーカーをつけるのもいいこと、それから東京電

力と特別契約を結ぶということもいいことで元を止めれば通電火災はない。東京電力がどこまで確実にやってくれるかはわからないが、契約をしっかりとっておけばその対応をとれるのではないかと思う。その辺はいかがか。

(答) おっしゃられるとおり通電火災防止のためには感震ブレーカーだけでなく、あの手この手を打つことが必要であると思う。まずは市民の方へ危険性があるということを周知していくことで、地域に伺わせていただき、時間をいただき「市民まなび講座」などで周知を図るとともに、起震車などにより地震の直後はまず身を守ること、そのあとブレーカーを消してといったところで地道にはあるが取り組みにご協力をいただいているところである。

今お話のあった電気事業者との協定ということで、本県においては大和市、近隣の大きな自治体ではさいたま市でも協定を結んでいるという情報もあり、その辺の情報を聞きながら電気事業者の方とは話をしてきたところであり、状況は確認している。

そういった中で、広域な災害がおこると、復旧に向けてそれぞれ大きな人手が必要になり、1日当たりだいたい20件弱から30件くらいしか復旧に向けて確認ができないといった状況もある。電気事業者の防災担当者と意見交換しながら本市にあった施策を見出していきたいと考えている。

(要望) 引き続き、詰めていただき積極的に対応していただくようお願いする。

(6) 閉会の言葉 植松副会長